

# 食料・農業・農村基本法改正へ向けての政策提言

2024年3月25日

一般社団法人 日本飼料用米振興協会

外務省の外交青書（2023年）は世界の情勢認識として「国際社会が歴史の転換期に差しかかり、パワーバランスの変化と地政学的競争が激しさを増す一方で、気候変動や感染症など地球規模課題は、人類の生存そのものを脅かしている」として危機感を露わにしています。

ロシアのウクライナ侵攻、イスラエル・パレスチナ戦争をはじめとして中東情勢の悪化、中国の覇権主義的行動の活発化、米中対立の激化など、一気に国際社会は共存から分断へ、さらには対立へとエスカレートの道を歩んでいます。

経済的対立、軍事的対立のエスカレートで、各国とも軍事費の拡大競争を強いられているのが現状です。

グローバリゼーションは陰を潜め分断と敵対姿勢が強まる中で、わが国の安全保障も軍事的安全保障のみならずエネルギー安全保障、食料安全保障、経済安全保障、サイバー安全保障、宇宙空間の安全保障までテリトリーとする多重で困難な安全保障環境に直面しています。

とくに軍事面では防衛力の抜本的強化を柱とした「国家安全保障戦略」（2022年12月）を策定して日米同盟の強化とともに同志国（オーストラリアなど）との連携強化に努めていますが、それだけでは安全保障は確保できません。

こうした情勢の中で農林水産省は食料安全保障を目的に掲げた食料・農業・農村基本法の改正案を閣議決定し、今通常国会での成立を図るとしています。

基本法の改正案の目的は第二条で「前段省略・・・食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。）の確保が図られなければならない。

国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。」としています。

これは現行基本法が目的としている「食料自給率向上」を基本とした食料安全保障から、国内生産の増大と同列に「輸入と備蓄を併せた食料安全保障」へとシフトしているようにみえます。

確かに「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし」というフレーズは残っているものの全体として食料自給率の向上は目標の1つにすぎないとトーンダウンのようにみえます。

食料輸入の安定が食料安全保障であるということは平和な国際環境であれば一理ありますが、分断と対立で有事の国際環境の中で輸入を前提とした食料安全保障はそもそも成り立つのかどうかは疑問が残ります。

海に囲まれたわが国は敵対国により海上封鎖されればシーレーン（海上輸送）が寸断されて、たちまちお手上げとなってしまうことは第二次世界大戦で苦い経験として味わっています。

基本法の改正案のほかには食料危機時には米、麦などの「特定食料」の増産指示（指示に従わない場合は罰金）、流通業者への「供給調整計画の届出制」（配給計画）を内容とする「食料供給困難事態対策法案」、農地の確保と適正利用のための「農業振興地域の整備に関する法律の改正案」、「スマート農業技術の活用促進に関する法律案」を加えた4法案を一括して今国会へ提出しています。

これまでは平和な時代で食料危機などの有事はないという前提で今までは国民は生きてきましたが、これからは有事もあり得るという前提で食料危機への対策（食料安全保障）を構築していくことが求められます。

そこで、日本飼料用米振興協会は次の政策提案をします。

① 食料安全保障は国内生産の拡大を大前提とすべきです。

わが国の水田農業はコメを軸として食料自給率の維持・向上の要として機能してきました。

過去 50 年以上にわたる米の生産調整は「水田を水田として維持していく」という国民合意で多額の財政資金の投入を行い、水田を守ってきています。

言い換えれば水田は国民全体の共有財産で食料安全保障の要です。

そのことを国民に訴えて水田の生産力を最大限に引き上げていくべきです。

② 水田の生産力を最大化する飼料用米を食料安全保障の要として位置づけるべきです。

飼料用米は米需給の調整弁として見られがちですが、実は食料自給率向上だけでなく食料安全保障の要です。

現在、飼料用米は家畜の飼料原料として重要な一角を担ってきており飼料自給率の向上に大いに寄与しています。

今は、飼料用米は一切食用米への転用は禁じられていますが、人が食べても美味しいのが現実です。

いざ食料危機の場合は人の食料へ転用ができるように制度設計していくべきです。

ある意味では飼料用米は食料安全保障の最後の砦となります。

③ 飼料用米に求められているのは安定供給の確保です。

飼料用米の生産量は年々拡大してきて 80 万 t を超えた時 (2022 年産) もあります。

基本計画の 70 万 t を超えた優等生であるはずですが、現在は増えすぎなので生産拡大にブレーキが掛けられています。

その結果、畜産生産者は飼料用米の調達が困難となっております。

実需者から飼料用米に求められているのは増産と共に安定供給の確保です。

④ 飼料用米の交付金の上限は撤廃すべきです。

飼料用米を生産する稲作生産者には地域の標準単収をベースに 10a 当たり 8 万円の標準単価を基準にキロ当たり約 167 円の単価で±150kg/10a の範囲 (5.5~10.5 万円/10a) で水田活用の交付金が直接支払いされています。

しかし、上限が設けられていることから超多収(地域の標準単収から 150/kg 以上の多収は打ち切り)を実現しても経済的メリットがないというのが問題点として指摘されています。

多収のモチベーションアップのためにも交付金の上限は撤廃すべきです。

⑤ 多収で高タンパク米の品種開発を再開すべきです。

多収で高タンパク米が飼料原料として求められています。

すでに多収で高タンパク米の品種が開発されていますが、普及はこれからです。

これらの品種の普及と共に現在は中断されていますが、さらに多収で高タンパク米の品種開発を再開していくべきです。

水田の生産力を最大限に発揮するにはさらに優良な多収品種の研究開発の継続が欠かせません。

⑥意見交換 (質疑応答・話題提供者と会場参加者)

司会進行 日本飼料用米振興協会 理事 信岡誠治

出席者

有限会社 ブ飼料用米圃場視ライトピック千葉 取締役常務 石井 俊裕

株式会社秋川牧園 生産部 次長、ゆめファーム取締役農場長 村田 洋

東都生活協同組合 事業本部商品部 食品第1グループ 商務 渡辺彩香

一般社団法人日本飼料用米振興協会 理事 信岡誠治

一般社団法人日本飼料用米振興協会 副理事長 加藤好一

## 閉会のまとめ

### 新農業基本法と飼料用米 — 閉会のご挨拶にかえて

一般社団法人日本飼料用米振興協会 副理事長 加藤好一

数年前のことだが、東大農学部の鈴木亘弘東大院教授の研究室にお邪魔したとき、先生が最近農水省や国が、「食料自給率」という言葉を使わなくなっている、という主旨の感想を述べられていた。

「食料自給率」は私たちにとって最重要の言葉で、先生のつぶやきは気にはなっていたが、その時はうかつにも聞き流してしまっていた。

しかし今、先生のこのつぶやきが重大な意味を持っていたことがわかる。

それは農業基本法（食料・農業・農村基本法）をめぐるこの間の国の議論と動向である。

この法が制定されたのは1999年である。

この時代、食料で困る状況など想定できなかつたし、日本経済もまだ強かつた。

しかし25年が経過した今日、その状況は一変した。

飼料や肥料、燃料の暴騰など生産者の経営は圧迫され、廃業もあとを絶たない。

ただでさえ、生産基盤（担い手・農地）が深刻すぎる状況にあり、そのなかでのことだ。

つまりその意味で新基本法制定は必然なのだ。

しかし東大大学院の安藤光義教授は、新基本法は「**新機軸が乏しい**。前回の改正は日本型直接払いにつながる制度が用意されていた。今回は目玉がない。新たな予算措置を伴う施策は極力避けているように見える」。（日本農業新聞：2/28）

私も新基本法は問題が多いと思っている。

鈴木先生はあるところで（「農業基本法の現在地」/月刊「日本の進路」）、「新基本法の原案には食料自給率という言葉がなく、

『基本計画』の項目で『指標の一つ』と位置づけを後退させ、食料自給率向上の抜本的な対策の強化などには言及されていない、と書かれている。

これまで自給率目標を掲げてきたが低下する一方で、この間、その総括も対策もなかった。

わが国は「食料自給」という問題を、意図的に忘却しようとしているかのようだ。その結果、「食料の安全保障」という問題意識もその裏づけが希薄になる。

また「食料自給」の問題では、「種」の自給と自家採取、自家増殖の問題も重要だ。

加えて日本農業新聞は、新基本法に基づく農水省の戦略として、「農地の受け皿となる農業法人に農地の集積・集約化を加速し、先端技術を活用して、農作業を大幅に省力化。

食品メーカーをはじめ外部から農業への投資を呼び込み、農業を食料産業化する」ことにあると報じている（2/29）。

いずれにしても、このあたりの問題が、まずは新基本法の本質的な問題だろう。こういう認識が根底にある以上、飼料用米が積極的に位置づけられることはないだろう。しかしこの問題に入る前に、戦後農政の本質を振り返っておく必要がある。ここでも鈴木先生のご主張をお借りする。

「戦後の米国の占領政策により米国の余剰農産物の処分場として食料自給率を下げていくことを宿命づけられた」（同上）、いわば米国の51番目の州、それがわが国である。

つまり稲作中心の農業になっていったのは米国発の日本の国家政策だった。

これをいまの政治家や官僚は忘れている。

私のように60代以上の年代の、学校給食のメニューを思い出そう。

コッペパンと脱脂粉乳。その背景にはこういう事情があった。

いま農水省は水田の畑地化を推進したいようだ。

もちろんこれを全面的に否定するつもりはない。

しかしこれが声高になるにつれ、国は水田農業からの撤退（食料自給率の軽視）を考えているのではないかと懸念する。

水田は水田として最大限維持され、その結果としていわゆる多面的機能も維持される。

これがおかしくなれば昨今の日本の地方経済を支えるインバウンド（外国人訪日客）にも影響が出るのではないか。

地方経済というならば、水田を中心とする農業をどうしていくかが最も重要な問題のはずだ。ここに飼料用米の役割や重要性が明確に位置づけられなければならない。

しかし畑地化とともに大規模化、輸出、スマート農業を強調する昨今の農政は、問題ありと言わざるをえない。

飼料用米の助成金単価の引き下げと、品種問題（多収専用品種への誘導）がその根っこの一つだ。

ちなみに 24 年産転作作物の作付け動向によれば、すでに飼料用米は 25 道府県が「減少」の意向だ という。

これは結果としてこうなったという問題ではない。

ここには明らかに政治的な意図が感じられる。

由々しき事態だ。

水稻生産者にはやはり米を作ってもらおう。

これこそが農政の基本だろう。

さて私見を中心に、縷々（るる）述べてきたが、当協会の基本的な考え方は、本日のシンポジウムで信岡誠治理事（元東京農大教授）から「提言」として表明していただいた。

飼料用米が正念場の状況にあるなか、これを今後の当協会の活動の指針としてい

く所存である。

また本シンポジウムでも、各方面から貴重なご意見や当協会に対する連帯のご挨拶を賜った。

感謝申し上げたい。

今後とも皆さんの当協会に対するご支援・ご指導をあらためてお願い申し上げ、本シンポジウムを閉じさせていただく。

**本日のご参加、まことにありがとうございました。**

**本日のシンポジウム2024は終了です。**

**長時間、ご清聴賜り感謝申し上げます。**

**一般社団法人 日本飼料用米振興協会**